

学習者用端末（タブレット端末）持ち帰りルール(小学1年生の保護者様用)

★は、モバイルルータの貸付を受けている家庭のみに関する内容です。モバイルルータの貸付を受けていない家庭は関係ありません。

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出される学習者用端末には様々な機能があり、上手に使うことで、学級休業等になった時にも家で学習することができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。

【学習者用端末使用の目的】

学校から貸し出される学習者用端末は、学級休業など双方向オンライン学習のために使うことが目的です。オンライン学習（接続テストを含む）以外には使わないようにしましょう。

【持ち帰る機器】

- (1) 学習者用端末（タブレット端末）、付属の AC アダプタ
- (2) 外付け SSD、付属の USB ケーブル
- (3) モバイルルータ、付属の AC アダプタ・microUSB ケーブル (★)

【持ち帰りルール】

学習者用端末及びモバイルルータの使用については、次のルールを守ってください。

- (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
- (2) 設定等を変更しないこと
- (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
- (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
- (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
- (6) セキュリティの維持に努めること
- (7) ID、パスワード等の情報を他の人に漏らさないこと
- (8) 他の人に使わせたり、貸したりしないこと
- (9) 学習者用端末やモバイルルータ等を売ったり、捨てたり、またはわざと壊したりしないこと
- (10) 他の人に対して、被害や悪影響を与えないこと
- (11) ストラップ（ショルダーベルト）を使用するか、机の上において使用すること

【その他】

- 学習者用端末およびモバイルルータの使用者は本人のみです。
- カバーやショルダーストラップは絶対に取り外さないようにしましょう。
- 学校から自宅に持ち帰るときは、全て通学用かばんに入れて、途中で取り出さないようにしましょう。
- モバイルルータは箱ごと（付属の AC アダプタを含む）持ち帰りましょう。(★)

- モバイルルータ本体のケースを開けたり、バッテリーなどを外したりしてはいけません。(★)
- モバイルルータの充電は付属の AC アダプタを使用しましょう。また付属の AC アダプタは他の機器の充電には使用しないようにしましょう。(★)
- 放課後の活動中は、貴重品がかばんの中にあるという意識を持ち、自分自身の目が届く場所か、先生から指示された場所に置きましょう。
- 学習者用端末を学校に持っていく時は、先生の指示に従い、家で充電が必要な場合は、充電された状態で持ってきましょう。
- 使用しないときは電源を切りましょう。
- 機器類はていねいに扱きましょう。
- 家庭で、学習者用端末やモバイルルータを使用する時は、次のような活用場所や保管場所には注意しましょう。
例：洗面所やふろ場など水回りの付近で扱わない、不安定な場所に置かない、物を乗せない 等
- 学校に返却する日に欠席した場合は、友だちに預けないようにしましょう。

【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

- 例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為
- ・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

- 例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合
- ・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）
- ・保護者等の判断による廃棄 など
- ・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

学しゅうしゃようたんまつをつかうときのルール（2・3年生よう）

【はじめに】

学しゅうしゃようたんまつをつかうと、学校やクラスがお休みになったときにも、おうちでべんきょうができます。ルールをまもって、みんなでたのしくべんきょうをしましょう。また、学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータをつかうときには、先生のおはなししたとおりにつかい、できるだけおうちの人と一しょにつかうようにしましょう。

【もってかえるもの】

- (1) 学しゅうしゃようたんまつ
- (2) モバイルルータ（わたしたちひとのみ。じゅうでんきも入れて）



【学しゅうしゃようたんまつを、もっていくときのルール】

- 学しゅうしゃようたんまつを、もっていくときには、ランドセルか手さげに入れて、そとでは出さないようにしましょう。
- モバイルルータをもってかえるときには、じゅうでんきももってかえりましょう。
- 学しゅうしゃようたんまつをいれているランドセルやかばんをおくときは、しずかにおくようにしましょう。（らんぼうにおくと学しゅうしゃようたんまつがこわれるげんいんになります）

【つかうときのルール】

- 学しゅうしゃようたんまつは、先生からおはなしがあったこと（しゅくだいやオンライン学しゅう）のときだけ、つかうようにしましょう。
- あけるときにひつようなアイディーやパスワードなどは、だれにもいわないようにしましょう。
- 人の名まえやしんなどは、学しゅうしゃようたんまつには入れないようにしましょう。
- 学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータは、つかわないときはでんげんをきりましょう。
- 学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- おうちで、学しゅうしゃようたんまつやモバイルルータをつかうときは、つぎのようなところではつかわないようにしましょう。
たとえば：あついところやぬれているところ。おちそうなところやふまれそうなところ。
- モバイルルータをじゅうでんするとき、学校からもってかえったじゅうでんきをつかきましょう。

【こんなときは】

- 学しゅうしゃようたんまつを、学校にかえず日にお休みするときは、ほかの日にじぶんでかえしましょう。
- 学しゅうしゃようたんまつを、なくしてしまったり、こわしてしまったりしたときには、すぐにおうちの人と先生におはなししましょう。



【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄 など

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。

学習者用たんまつを使う時のルール（4・5・6年生用）

【はじめに】

みなさんが学校からかりている学習者用たんまつは色々なことができます。上手に使うことで、学校やクラスがお休みになった時にもお家で学習ができます。ルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。また、先生からせつ明があったこと以外には使わないようにしましょう。

【持ち帰るもの】

- (1) 学習者用たんまつ
- (2) モバイルルータ（わたしたちのみ。じゅう電きも入れて）



【持ち運ぶ時のルール】

- 学習者用たんまつを持ち運ぶ時には、ランドセルか手さげに入れて、学校への行き帰りには出さないようにしましょう。
- モバイルルータを持って帰る時には、じゅう電きも持って帰りましょう。
- 放か後は学習者用たんまつが、かばんの中にあるということに気をつけて、自分の近くや先生からせつ明された場所におくようにしましょう。
- 学習者用たんまつを入れているランドセルやかばんをおく時は、しずかにおくようにしましょう。（らんぼうにおくと学習者用たんまつがこわれる原因になります）

【使う時のルール】

- 学校で先生からせつ明されたこと（しゅくだいやオンライン学習）以外では使わないようにしましょう。
- IDやパスワードなどは他の人には言わないようにしましょう。
- 人の名前や写真などを学習者用たんまつには入れないようにしましょう。
- 学習者用たんまつやモバイルルータは、使わない時は電げんを切りましょう。
- 学習者用たんまつやモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- お家で、学習者用たんまつやモバイルルータを使う時は、次のような所では使わないようにしましょう。 **たとえば**：あつい所やぬれている所。落ちそうな所やふまれそうな所。
- モバイルルータをじゅう電する時は、学校から持って帰ったじゅう電きを使いましょう。家にある他のじゅう電きは使わないようにしましょう。こわれてしまう原因になってしまいます。

【こんな時は】

- 学習者用たんまつを学校に返す日にお休みする時は、ほかの日に自分で返しましょう。
- 学習者用たんまつをなくしてしまったり、こわしてしまったりした時には、すぐにお家の人と先生にお話ししましょう。



【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄 など

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。